



ウォーターランド通信

問合せ ウォーターランド南条 ☎ 0778-47-3711

ウォーターランド南条

検索

入会のきっかけ

◆今回は、3世代でウォーターランドへ通われている板本ファミリー（西大道）をご紹介します。

★洋子さん★「持病の進行を少しでも遅らせるため、運動を始めようと思った時に、家族からウォーターランドのことを聞いて入会しました」
♥真由美さん♥「子どもたちが習っている様子を見て、自分も泳げるかな、と思って入会しました」

現在の様子

★洋子さん★「友達もでき、おしゃべりが楽しく、来る前は億劫でも、帰る時にはとても気分が良くなり、来て良かったなと毎回思います」
♥真由美さん♥「嬉しかったことは、自分が上手・下手に関係なく泳げるようになり、子どもたちがとてもがんばっていることを自分の体験から理解できるようになったこと」

♠純誠さん♠「3歳からスイミングに通い、育成コースを経て、4月から選手コースへと進み、体調を崩すことなく目標に向かって練習に取り組んでいます」

今後の目標

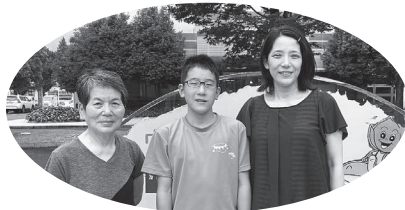
★洋子さん★「体力をつけて、家族の世話になる日が1日でも先になるよう、孫の世話を少しでも長くできるように、家族を助けられるよう、続けていきたい」
♥真由美さん♥「バタフライでスムーズに泳げるようになること、ターンができるようになること、いつまでも元気に年を重ねていくことを目標にしています」
♠純誠さん♠「ジュニアオリンピックに出場することを目標に練習に励んでいます」

家族それぞれが目標を持って通う姿が励みとなり、健康な生活につながっているようにでした。

★9月の営業時間のご案内

*平日 午前10時～午後8時30分（閉館） 午後9時（閉館）
*土・祝 午前10時～午後5時30分（閉館） 午後6時（閉館）
*日曜日 休館日

スタッフ一同、皆さまのお越しをお待ちしております。



写真左から▶
板本洋子さん
純誠さん
真由美さん

年金のお知らせ

問合せ 武生年金事務所 TEL 0778-23-1126
(自動音声案内「2」の後「2」選択)
町民税務課 ☎ 0778-47-8015

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合は、臨時特例免除申請をすることができます。

◆対象となる方 臨時特例による国民年金保険料の免除・猶予および学生納付特例申請は、以下の2点をいずれも満たした方が対象になります。

- (1) 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと。
- (2) 令和2年2月以降の所得などの状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれること。

なお、保険料免除・納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額免除した場合と比べて年金額が低額になります。

また、免除などの承認から10年以内であれば、後から追納して年金額を増やすことが可能です。

◆対象期間 令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象となります。

〈免除猶予〉 令和元年度分(令和2年2月～令和2年6月)
令和2年度分(令和2年7月～令和3年6月)

〈学生納付特例〉 令和元年度分(令和2年2月～令和2年3月)
令和2年度分(令和2年4月～令和3年3月)

◆手続きをされる方は、武生年金事務所または町民税務課までご相談ください。